

墨田区内の中小企業の皆様へ 職場の問題解決！

無料

アドバイザーを派遣します

こんなお悩みはありませんか？

ハラスメント
防止対策
何から
始める？

時間外労働を
削減したい

働き方改革
どうすれば？

男性の育休
取得への対応

職場の
環境改善

女性の活躍を
推進したい

多様な働き方を実践
職場の雰囲気や業務
効率が向上

こんな効果が期待できます

出産・育児・介護を
理由とした離職が
なくなった

事業所に
合った
働き方改革

早期離職が減った

企業の
イメージ
アップ

定年を見直して
助成金をもらった

優秀な
人材確保

どんな相談ができる？
YouTube公開中



ひと、つながる。
墨田区

令和7年4月・10月に
段階的に施行される
育児・介護休業法への
対応はお済みですか

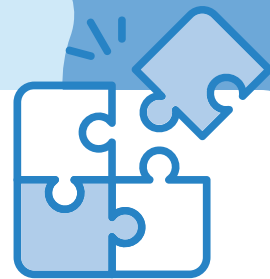
申し込み方法

詳しくは区のホームページまたは
裏面をご覧ください

墨田区すみだ人権同和・男女共同参画事務所



女性活躍推進・働き方改革 アドバイザー派遣事業のご案内



墨田区では、区内の中小企業等に、女性活躍推進、働き方改革、ワーク・ライフ・バランスを推進するためのアドバイザーを派遣します。

ぜひご活用ください。

【対象企業等】

墨田区に本社または事業所を置き、常時雇用する労働者が100人以下の中小企業等

【事業内容】

女性活躍推進、働き方改革、ワーク・ライフ・バランス推進に関する①～⑤のうち希望する内容

- ①現状調査及び分析
- ②意識啓発、助言指導及び法律等の情報提供
- ③職場環境整備に向けた提案
- ④女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の規定による一般事業主行動計画の策定に向けた助言指導
- ⑤多様な働き方の実践のための取組に係る提案



手続き簡単

アドバイザー派遣までの流れ

申請

1

申込書に必要事項を記入し提出する

受付

2

派遣決定通知書を受け取る

派遣

3

[派遣実施]
・担当アドバイザーとの日程調整
・訪問、相談、支援（3回まで）

費用	無料
派遣回数	3回まで
アドバイザー	社会保険労務士
お申込み方法	所定の申込書を、郵送またはメールで下記担当 までご提出ください。 区ホームページからも申し込めます。（※申請内容についての審査があります。）
お申込み期間	令和7年12月26日（金）まで

お問合せ・提出先

〒131-0045 墨田区押上二丁目12番7-215号セトル中之郷
墨田区 総務部 すみだ人権同和・男女共同参画事務所
男女共同参画担当
電話 03-5608-6512
メール JINKEN@city.sumida.lg.jp

